

亀岡市埋立てごみ中間処理業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は令和7年度から令和9年度における「亀岡市埋立てごみ中間処理業務」にかかる契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名称

亀岡市埋立てごみ中間処理業務

(2) 業務期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日の3年間

(3) 業務内容等

「亀岡市埋立てごみ中間処理業務提案にかかる仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

(4) 見積り限度額(消費税及び地方消費税を含む)

埋立てごみの中間処理量1kgあたりの単価契約とする。ただし 10kg 未満については、四捨五入で計算する。

中間処理量:39.6円/kg

(ア) 見積り作成にあたっての留意事項

- ① 3年間の業務を見込んだ単価見積りをする。
- ② 選別、運搬等の費用についても、単価に含めて見積もること。なお、仕様書「8. 亀岡市が準備する設備について」は、見積もらないこと。
- ③ 仕様書「11. 今後3年間の搬入量(見込)」のとおり、社会情勢や亀岡市施策により搬入される埋立てごみの性状が改善され、大幅に業務負担が軽減される場合については契約単価を見直すことがある。
- ④ 提案見積金額は、この上限を超えてはならないものとする。

(イ) 令和7年度から令和9年度の埋立てごみ搬入見込量

令和5年度及び令和6年度12月末時点の埋立てごみ搬入量は別紙「令和5年度及び令和6年度12月末時点の埋立てごみ搬入量」のとおりである。

令和5年度から6年度においては12月時点での搬入量を比較すると、約2%程度搬入量が減少していることから毎年約2%減少すると想定し、令和7年度から令和9年度の搬入見込量を以下と想定する。ただし、これらの搬入量は本市が取り組む事業などを想定しているものであり、確約した数値ではないことを留意すること。

- ① 令和7年度:952,419 kg
- ② 令和8年度:933,371 kg
- ③ 令和9年度:914,704 kg
- ④ 3年間合計:2,800,494 kg

3. 実施形式

公募型

4. 参加資格

本公募型プロポーザル方式に参加する者は、下記(1)～(13)に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は単体業者(1社のみで参加)又は共同企業体であること。
- (2) 共同企業体は、代表者及びその他の構成員あわせて2者又は3者により自主的に結成されたものであること。
- (3) 国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。ただし、公告から契約締結日までの期間とする。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 役員等(参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 国税、都道府県税及び市町村税に未納の税額がないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない団体であること。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (10) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (11) 共同体で申請する場合は、上記(1)から(8)の条件のすべてを満たすとともに、以下の要件も満たさなければならない。
 - (ア) 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表事業者を決めること。なお、代表事業者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とし、代表事業者とならない事業者にあっては、代表事業者代表権を委任する旨を示すこと。

- (イ) 共同体として本業務を行う旨を示すこと。なお、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合を詳細かつ明確にすること。
 - (ウ) 共同体の構成員として応募する場合は単独で応募することはできない。
 - (エ) 各事業者は、応募する複数の共同体の構成員となることはできない。
- (12) 応募者(共同体で申請する場合は代表事業者)は、次の経理的要件をすべて満たすこと。
- (ア) 直近事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額が0以上であること。
 - (イ) 直前事業年度において債務超過でないこと。
- (13) 応募者は、次の技術的要件をすべて満たすこと。
- (ア) 仕様書に基づき提案する埋立てごみの選別・保管・運搬にかかる必要な設備、施設、人員並びに資源化物の売渡先を有していること。
 - (イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令(企画提案する資源化物に係るリサイクル法がある場合は当該リサイクル法を含む)に基づき、適切に処理できると考えられる相当な資源化業務あるいは廃棄物処理業務の実績を有していること。
 - (ウ) 亀岡市一般廃棄物収集運搬業の許可及び産業廃棄物収集運搬業の許可を得ていること。なお、共同体においては、構成員のいずれかが許可を有していれば、共同体として資格を有しているとみなす。

5. 公募型プロポーザルの実施日程

公募型プロポーザルによる受託候補者の選定は、表1に示す日程により実施する。

No	内容	日付
1	実施募集の公告	令和7年1月24日(金)
2	参加申込等に関する質問受付 参加申込等に関する質問回答	公告日～令和7年1月31日(金) 令和7年2月4日(火)
3	参加申込書受付	公告日～令和7年2月10日(月)
4	参加資格審査	令和7年2月11日(火)～令和7年2月13日(木)
5	参加要請通知	令和7年2月14日(金)
6	企画提案書の提出	令和7年2月19日(水)
7	プレゼンテーション審査 (評価委員会)	令和7年2月26日(水)
8	選定結果通知・公表	令和7年3月5日(金)

※注意点

- ・上記のスケジュールは公募時点での予定であり、応募の状況等によっては変更になる場合がある。
- ・受付時間は、いずれも午前9時～午後5時までとする。
- ・郵送または電子メールで書類等を提出する場合は、提出する旨を必ず亀岡市資源循環推進課埋立施設係へ電話連絡すること。

(TEL:0771-27-2123)

6. 参加申込の手続き等

(1) 提出書類

応募者は、プロポーザル参加申込書(様式1)を提出するとともに次の(ア)～(コ)の書類を添付すること。なお、共同体で申請する場合は、(サ)～(ス)をあわせて添付すること。

(ア) 誓約書(様式2)

(イ) 事業所概要(様式3)

(ウ) 役員等調書(様式4)

(エ) 法人にあつては、商業登記簿謄本(現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可)

(オ) 個人にあつては、住民票等住所がわかる証明書

(カ) 法人にあつては、本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書(その3又はその3の3)、市町村税の納税証明書(滞納がないことが確認できるもの)

(キ) 個人にあつては、直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書(その3又はその3の2)、市町村税の納税証明書(滞納がないことが確認できるもの)

(ク) 支店・営業所の場合、本社の委任状

(ケ) 直近事業年度の損益計算書の写し

(コ) 直近事業年度の資源化業務(資源化に係る廃棄物処理業務を含む)の実績一覧(任意様式)

(サ) 構成員の委任状(様式5)

(シ) 代表者資格証明書(様式6)

(ス) 共同体協定書(様式7)

(2) 部数

各1部

(3) 提出方法

書面を直接持参または郵送により提出すること。郵送の場合は、提出期限に必着のこと。

(4) 提出場所

「18.事務局」とする。

(5) 提出期限

令和7年2月10日(月)の午後5時までとする。

7. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

(1) 受付期間

令和7年1月31日(金)午後5時までとする。

(2) 受付方法

質問書(様式8)に記入の上、「18.事務局」まで電子メールで提出すること。電子メール送信後、事務局から質問書を受領した旨の電子メールを送信するため、これを確認すること。

(3) 回答日・回答方法

令和7年2月4日(火)に亀岡市ホームページ上で公表とする。

(4) 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査(評価)に関する質問は一切受け付けない。

8. 参加指名通知(公募型プロポーザル参加者の指名)

提出された書類内容の精査後、公募型プロポーザル参加指名通知書は速やかに通知し、指名されなかった応募者については、その理由を付した通知書を交付する。なお、提出書類に虚偽の記載をした者及び「3.参加資格」を満たしていない者の公募型プロポーザル参加は、無効とする。

9. 企画提案書の提出方法

公募型プロポーザル参加指名通知後、令和7年2月19日までに参加意思確認書(様式9)とともに、次の書類を添付のうえ、合計10頁以内で記載したものを書面で持参または郵送にて提出すること。

(1) 提出書類

- (ア) 企画提案書(様式10)
- (イ) 埋立てごみ中間処理業務内容(様式11)
- (ウ) 引渡し資源化物及びエコトピア戻し資源化物分類表(様式12)
- (エ) 資源化物の引渡し先及び運搬方法(様式13)
- (オ) 経費見積書(任意様式)

(2) 提出部数

合計6部(正本1部、副本5部)提出すること。なお副本は、申請団体の商号又は名称、代表者氏名など企業名が特定できる情報を表示しないように加工すること。

(3) 作成上の留意点

- (ア) 文字の大きさは、原則として9ポイント以上とする。
- (イ) 文字を補完するための図、表、写真、イラスト等の仕様は任意とする。
- (ウ) 企画提案書の印刷色は、カラー、白黒を問わない。
- (エ) 企画提案書の下段中央にページ番号を付すこと。
- (オ) 用紙は、A4 片面印刷を基本とし、A4 を超えるものは折込んで A4 とすること。
- (カ) 使用言語は日本語とし、企画提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。

10. 審査

参加要件を満たすと認められた事業者に対し、亀岡市埋立てごみ中間処理業務事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、亀岡市埋立てごみ中間処理業務優先交渉権者選定にかかる評価基準(以下「評価基準」という。)に基づいた書類審査及びプレゼンテーションの審査を実施し、最高評価点を得た者を候補者(以下「候補者」という。)として選定する。

(1) 開催日時及び場所

参加者に別途通知する。

(2) 出席者

3名までとする。

(3) 所要時間

15分以内とする。なお、パソコン等の準備、自己紹介、質疑応答、片付けの時間についてはプレゼンテーションの時間に含まないが、入室から退出までの時間を30分以内とする。

(4) プレゼンテーションの内容

事前に提出した企画提案書に記載した内容とし、プロジェクターを使用して説明すること。

※ 新たな資料配布は認めないが、プレゼンテーションのためにパワーポイントを使用する場合に限り、パワーポイントの仕様にあわせたレイアウトの変更を認める。しかし、内容を変えることは認めない。

(5) 使用機器

説明時は、PC、データ、USB ケーブル等を持参すること。

(プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意します。)

(6) 主な審査項目

(ア) 塵芥車にて回収された埋立てごみの選別方法(使用する機材があればあわせて明記すること)

(イ) 市では資源化できない資源化物(以下、「引き渡し資源化物」という。)及び引き渡し資源化物以外の亀岡市に返却する資源化適合物(以下、「エコトピア戻し資源化物」という。)にできるものが多岐にわたり、多くの埋立てごみを資源化できる仕組みか。

(ウ) 仕様書に定めている最低処理基準を上回ることができる人員、資材を有しているか。

(エ) 当該業務に類似した業務経験を行ったことがあるか。

(オ) 提案者がこれまでに培ったノウハウや資源を活かして、他社にはない独自性を有して当該業務を実施することができるか。

(カ) 3年間の業務委託を通じて、ノウハウの蓄積及びその蓄積されたノウハウをもって最大限の選別や資源化への処理を行う等、3年間を見据えた計画が立てられているか。

(キ) 3年間を見据えて、資源化を最大限取り組めるような設備等を有している、及びどのような設備を準備するのか。

(ク) 業務委託料について

(7) その他

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

(ア) 指定した時間に遅れたとき

(イ) プレゼンテーションを欠席したとき

11. 企画提案者が1者であった場合の取り扱い

参加者が1者の場合は、選定委員会において手続きを継続するか、または参加資格等を見直して再公告をするのかを協議して決定する。

12. 選定、非選定結果通知方法

候補者選定の後、参加者全員に対して選定又は非選定の結果及び総合点を通知するとともに、亀岡市

ホームページに、参加者の名称と優先交渉者の総合点を掲載する。

13. 結果通知等

(1) 優先契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、候補者として決定する。最高評価点を得たものが複数の場合は、委員の合議により最優秀提案事業者を決定し、その者を優先交渉者とする。

(2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、亀岡市ホームページに掲載する。なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

14. 契約締結

審査の結果、候補者として決定した者は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、本業務の契約交渉を行う。なお、下記のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「4.参加資格」の要件に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき、又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

15. 情報公開及び提供に関すること

本プロポーザルにかかる情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例(平成12年亀岡市条例第32号)に基づき公開する。

16. 再委託等における注意事項

- (1) 受注者は、本事業委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委託し、又請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、上記(1)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得ること。
- (3) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者、又は亀岡市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者であってはならない。

17. その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加申し込み後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届(様式14)を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理

由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。

- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先契約交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (6) 契約書にかかる仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と発注者と協議の上、決定することとする。
- (7) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (8) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (9) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - (ア) 提出期限を過ぎて提出された場合
 - (イ) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - (ウ) 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - (エ) 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (10) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (11) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取り扱いを受けることはない。
- (12) 不測の事態があった場合、本プロポーザルの執行をやむを得ず中止することがある。

18. 事務局

亀岡市環境先進都市推進部資源循環推進課 埋立施設係
〒621-0104 亀岡市東別院町大野法華1番地(エコトピア亀岡)
電話 0771-27-2123 FAX 0771-27-2055
メールアドレス:kankyo-jigyoku@city.kameoka.lg.jp